

令和2年9月19日から11月末までの催物の開催制限等について（概要）

当面のイベント開催については、11月末まで、開催の目安を以下のとおりとし、この取扱いは9月19日（土）から実施する。

詳細については、令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」を参照。

1 催物開催の目安

「(1) 人数上限」及び「(2) 収容率」による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限の目安 (①、②のいずれか大きい方)

①：5,000人 ②：収容定員の50%

(2) 収容率の目安

③：大声での歓声・声援等がない場合 → 収容率100%

類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと。開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと。

④：大声での歓声・声援等がある場合 → 収容率50%

異なるグループ又は個人間では座席を1席は空けることとされているが、5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設ける必要はないため、収容定員の50%を超えることもありうる。

2 催物開催の目安の算出例（別紙8参照）

施設等の 収容定員	大声の 有無	(1) 人数上限 〔①、②のいずれか 大きい方〕		(2) 収容率 〔大声なし100% 大声あり50%〕	催物開催の目安 〔(1)(2)のいずれか 小さい方〕
		① (5,000人)	② (50%)		
5,000人	無	5,000人	2,500大	5,000人	5,000人
	有	5,000人	2,500大	(※)2,500人	(※)2,500人
8,000人	無	5,000人	4,000大	8,000人	5,000人
	有	5,000人	4,000大	(※)4,000人	(※)4,000人
10,000人	無	5,000人	5,000人	10,000人	5,000人
	有	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
20,000人	無	5,000大	10,000人	20,000人	10,000人
	有	5,000大	10,000人	10,000人	10,000人

※5名以内の同一グループで座席等の間隔を設けない場合は、収容率が50%を超え、催物開催の目安が表記の人数を超えることもありうる。

3 その他の留意事項

別紙3「収容率及び人数制限の緩和を適用する場合の条件について」、別紙4「感染防止のチェックリスト」及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに則った感染防止対策の適切な実施について、イベント主催者等に促すこと。

また、全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、県（イベントまたは施設の所管課）が事前相談に応じること。